

## 4 確定申告に必要なもの

- 申告書または「確定申告のお知らせ」はがき、印鑑（認印）
- 集計した収支内訳書（事業・農業・不動産所得がある人）
- 申告者の個人番号（マイナンバー）と本人確認書類の提示または写し  
※マイナンバーは申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者および相続人の記載が必要です  
※本人確認書類は申告者のマイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類（通知カードか住民票等）と身元確認書類（運転免許証、パスポート等）
- 【給与・年金を受給者】源泉徴収票  
※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票を紛失または届いていない人は、ねんきんダイヤル（☎ 0570-05-1165）で再発行可能です
- 【医療費控除等】事前に集計した医療費の支払金額がわかるもの（支払った医療費の領収書原本、医療費通知「医療費のお知らせ」等）  
※申告相談会場で医療費の明細書を作成します
- 【生命保険・地震保険料控除】支払保険料の証明書
- 【国民年金、国民年金基金の保険料を支払われた人】国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書  
※紛失または届いていない人は、ねんきん加入者ダイヤル（☎ 0570-003-004）で再発行可能です
- 【住宅借入金等特別控除】登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等
- 【障害者控除】障害者手帳等
- 【雑損控除】被害を受けた住宅や自動車の取得年月、住宅の床面積などがわかるもの、災害関連支出の領収書、保険金等を受けた場合の金額がわかる書類、り災証明書のコピー
- 【寄附金控除】寄附金領収書
- 【還付を受ける場合】申告者名義の口座番号がわかるもの

## 5 確定申告書が完成している人

確定申告書が完成していて提出のみの人は、申告相談会場で受付をせず職員に直接手渡してください。ただし、内容の確認等が必要な場合は受付をして順番が来るまでお待ちください。また郵送でも受付します。（送付先：洲本税務署 〒656-8656 洲本市山手 1-1-15）

## 6 ご自身で申告書を作成できます

国税庁ホームページ（<http://www.keisan.nta.go.jp>）の確定申告書等作成コーナーで、簡単に申告書を作成することができます。

画面の案内にしたがって金額等を入力すれば自動計算され、出来上がった申告書を印刷（モノクロ可）し必要書類を添付して提出または洲本税務署へ郵送することができます。

また、国税電子申告・納税システム e-Tax（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）を利用すれば、作成した申告書等をご自宅のパソコンから送信することができます。ぜひご利用ください。

### メリット

- 税務署に出向く必要なし！
- 自動計算・いつでも作成可能！
- 給与、年金所得者のための簡易な画面を準備！
- タブレット等からも印刷可能！

※詳しくは国税庁のホームページをご覧ください

国税庁作成コーナー 検索



## お知らせ

# 確定申告 2月16日(金)～3月15日(木)

（所得税等について） 洲本税務署 ☎ 24-1212、（市・県民税について） 圃税務課 ☎ 43-5213

所得税及び復興特別所得税と市・県民税の申告が始まります。申告が必要な人は必ず申告をしてください。毎年、申告受付会場は大変混雑しています。営業・農業等の収支内訳書や医療費控除の領収書等は、あらかじめ分類し **支払金額がわかるよう集計** してからお越しく下さい。皆さまのご協力をお願いします。

## 1 所得税等の確定申告が必要な人

給与所得者の所得税等は、通常、年末調整で精算されていますが、次のような人は申告が必要です。

- 1 事業・農業・不動産所得がある  
※売り上げなどの収入と必要経費をまとめた収支内訳書の添付が必要です。  
あらかじめ分類し集計してから申告会場にお越しください。
- 2 保険の満期金や不動産等の売却収入等がある
- 3 給与の年収が2,000万円を超える
- 4 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える  
※20万円以下の場合でも市・県民税の申告は必要です
- 5 2か所以上から給与をもらっている
- 6 年末調整後に扶養等控除額等に変更があった

公的年金等を受給されている人のうち、収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は確定申告書の提出は不要です。  
ただし、**所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。**

## 2 申告で所得税等が還付される人

確定申告の必要がないサラリーマンや年金所得者でも、下記の場合には確定申告をすれば所得税等の還付を受けられる場合があります。

※あらかじめ給与や公的年金等から所得税が源泉徴収されていない人には還付金はありません。

- 1 災害や盗難にあった
- 2 多額の医療費を支払った
- 3 国や地方公共団体等に寄附をした
- 4 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した、または増改築をした
- 5 年末調整し忘れた控除額がある、年の途中で退職して年末調整していない控除額がある等

## 3 市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住居のある人が対象で、所得がない人でも申告が必要です。ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。

- 1 所得税の確定申告を済ませている
- 2 29年中の所得が1か所からの給与または公的年金（遺族年金・障害者年金を除く）のみ  
※医療費控除、雑損控除等を受けようとする場合は申告が必要です
- 3 市内在住である親族の税法上の扶養になっている人